

持続的生産強化緊急対策（令和８年熊本地震対応産地緊急支援事業）実施要領の制定について

〔 ８ 農 産 第 ２ ３ １ ０ 号
令和 ８ 年 ８ 月 ２ ８ 日
農林水産省農産局長 通知 〕

この度、別紙のとおり持続的生産強化緊急対策（令和８年熊本地震対応産地緊急支援事業）実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切に御指導願いたい。

持続的生産強化緊急対策（令和８年熊本地震対応産地緊急支援事業） 実施要領

第１ 趣旨

令和８年熊本地震の影響により、各地域で作物、農地、農業用ハウス、集出荷施設等に甚大な被害が生じており、農業経営及び農作物の出荷に大きな影響を及ぼしている。

このため、被災した産地の継続・再生を図るための支援を、持続的生産強化対策事業実施要領(令和４年４月１日付け３農産第３１７５号、３畜産第１９９３号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長連名通知。以下「実施要領」という。)第１のただし書に基づく緊急対策として実施する。

第２ 事業内容

事業の内容、事業実施主体の取組に対する補助の対象となる経費等は、本要領本体に定めるもののほか、別記のとおりとする。

第３ 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和８年７月２８日から令和９年３月３１日までとする。

第４ 支援対象

事業実施主体又は受益農家が、令和８年熊本地震による被害を受けたことを証明できる場合に行う、自らの経営のための取組に限るものとする。

第５ 留意事項

１ 農業共済・収入保険等の積極的活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業の受益農家に対して、農業保険法（昭和２２年法律第１８５号）に基づく農業共済、収入保険等への加入を促すものとする。

２ 周辺環境への配慮及び適正な管理

本事業の取組に当たっては、適正な事業推進が図られるよう、地方公共団体は事業実施主体を適正に指導するとともに、事業実施主体は、作物残さ进行处理する場合は、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題、不法投棄等の防止に留意するものとする。

附 則

この通知は、令和 8 年 8 月 28 日から施行し、令和 8 年 7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震の被害を受けた事業実施主体又は受益農家が、令和 8 年 7 月 28 日以降に行う取組について適用する。